

新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和4年度（第70回）新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

令和5年2月5日（日）

午後1時30分から午後4時00分まで（受験者集合・着席は午後1時00分）

2 試験場所

新潟県庁

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（※）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（※）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（※）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（※）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（※）
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められた者
※令和5年3月16日（木）までに、学校長又は養成所長により修業証明書又は卒業証明書を提出できる者を含む。

6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(5)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

- (1) 受験願書
- (2) 受験票
- (3) 写真台帳

正面上半身（出願前6か月以内に脱帽して撮影）、裏面に学校養成所名（既卒者は卒業した学校養成所名）及び氏名を記入すること。提出は、次の方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者については、写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者については、受験願書等の受付期間中に提出書類一式と身分証明書等（パスポート、運転免許証、学生証、在留カード等）を、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に受験者本人が直接持参のうえ、確認を受けること。

(4) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証明書（卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること）。

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあつては、令和5年3月8日（水）午後5時まで（必着）に卒業証明書若しくは修業証明書を提出すること。

なお、令和5年3月8日（水）午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡すること。指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの、及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し（原本も提示すること。）。

(5) 返信用封筒

ア 受験票送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先（本人宛）の郵便番号・住所・氏名を明記した角型2号（A4サイズが入るもの）に460円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所で受験関係書類をとりまとめて提出する場合は、学校養成所にまとめて送付するので、返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

イ 合格通知送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先（本人宛）の郵便番号・住所（令和5年3月中旬に確実に郵便物が届く住所を記載すること）・氏名を明記した長形3号の返信用封筒に414円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所にまとめて送付を希望する場合は、角型2号の返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

7 受験手数料 6,900円

(1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。

(2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四北越銀行県庁支店に次のように手続きをすること。

ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数とその総額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下宛宛に申し込むこと。

宛先：〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四北越銀行県庁支店県証紙担当宛

（電話025-285-7811）

イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。

ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。

8 受験願書の配布方法

配布方法は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

なお、(2)においても、8(1)イの者を優先とし、その他は先着順とする。

(1) 先行配布

ア 期間及び時間

令和4年11月7日（月）から令和4年11月14日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで（午前12時（正午）から午後1時までを除く。）

イ 対象者

(7) 新潟県内の看護師等学校養成所を卒業した者、若しくは在籍している者

(イ) 新潟県内で准看護師として就業することが内定している者

(ウ) 新潟県外の看護師等学校養成所を卒業した者又は在籍している者で新潟県内の高等学校等を卒業した者

ウ 必要書類

以下のものを持参または郵送すること

上記イ(7)の者で、養成所職員以外の者が申請する場合は卒業（修業）証明書又は卒業証書の写し

(イ)の者 就業する予定の医療機関が発行した内定証明書（任意様式）

(ウ)の者 高等学校等の卒業証明書又は卒業証書の写し等

エ 配布場所及び方法

(7) 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(イ) 郵送による配布を希望する場合

以下の書類を表面に「准看護師試験願書請求」と朱書で明記した封筒に入れ、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課宛てに郵送すること。書類に不備がある場合、返信できないこともあるので留意すること。

① 表面に返信先（請求者）の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号（A4サイズが入るもの）の返信用封筒

② 上記①には、140円分の郵便切手（1部の場合）を貼付する。

③ 請求者の氏名及び連絡先を記載したメモ

(2) 通常配布

ア 期間及び時間

令和4年11月16日（水）から令和4年11月21日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（午前12時（正午）から午後1時までを除く。）

イ 対象者

電話で期間内に受験希望を申し出た者のうち、県から11月24日（木）までに配布可能と連絡を受けた者。

ウ 配布場所及び方法

8(1)エに準ずる。

9 受験願書等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月14日（水）までの3日間とする。

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとし、印鑑を準備すること。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和4年12月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 提出方法

学校養成所を令和5年3月16日（水）までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

10 受験票の送付

令和5年1月25日（水）までに受験票が届かない場合は、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照会すること。

11 合格発表

(1) 令和5年3月10日（金）午前10時から、新潟県ホームページに合格者の受験番号を掲示する（電話等による照会には応じない。）。

(2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する（合格者には合格証書を郵送する。）。

(3) 試験結果の開示

ア 内容 ・・個人の総合得点

イ 方法 ・・受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。

ウ 期間 ・・令和5年3月10日（金）から4月10日（月）の午前9時から午後5時まで

（ただし、3月10日（金）は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出により、受験の際に、その障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係

（新潟県庁行政庁舎12階）

住所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5178（直通）